

ソビエト刑事学の一側面：クズネツォワ・現代ブルジョア刑事学・1974年・モスクワ大学出版所（その一）

井上，祐司
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1762>

出版情報：法政研究. 45 (2), pp.146-178, 1979-02-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



資料

ソビエト刑事学の一側面

—クツネツォワ・現代ブルジョア刑事学—

一九七四年・モスクワ大学出版所(その一) —

井上祐司

一 ソビエト刑事学の一側面として、その自由主義国家の刑事学に対する批判を紹介するのが本稿の目的である。これは、いわば裏面から、ソビエト刑事学の性格を把握する意義がある。同じ趣旨から、以前に、レシェートニコフ「現代アメリカ刑事学」(モスクワ、一九六五年)を紹介したことがある(法政研究、第三三卷三・六合併号)。この系統の文献としては、ここに紹介するクツネツォワ「現代ブルジョア刑事学」(モスクワ、一九七四年)のほかに、オ・カー・フェドトフ「現代ブルジョア刑事学批判——アメリカとイギリスにおける犯罪社会学の若干の問題の批判的分析」(モスクワ、一九七三年)がある。この合せて三つの文献がソビエトにおけるブルジョア刑事学の総括的批判の主要なものといえてよい。その他、若干の個別的な問題についての著書や論文は多数あり、啓蒙書も多い。著者のクツネツォワ教授は、現在モスクワ大学の刑法講座の

スタッフの一人であるが、かなり高齢の女史である。一九七五年在外研究の帰途、モスクワに立寄る計画があり、同教授とも何度か文通して面談の予定であったが、ある事情のため、入国の機会を失ってしまった。クツネツォワ教授は、これまで、主として刑法の基礎理論にすぐれた業績を残している学者で、彼女の「未遂論」は中山研一教授によって早くとりあげられたことがある。「結果」概念の分析を行った初期の業績もある。

二 刑事学の分野については、犯罪原因の基本を社会的側面におく立場がソビエトの主流とみてよいであろう。カルペツ、ゲルツェンゾーン、クードリャブツェフらを主唱者とする。しかし、これに対して、この主流から、「犯罪原因の生物学化」という批判をうけているところの、イ・エス・ノイ一派の生物学的側面に力点をおく刑事学の流派や、遺伝を力説する学者があり、また、ゲルジャ心理学者グループの理論的支柱である「ウズナゼ理論」の犯罪現象への応用による「反社会的装置」(антиобщественной установки)の理論(サーハロフ、ズイコフ、フレイロフらの立場)もある(これらの点については、拙稿、可罰行為の刑事学的構造——クードリャブツェフの「刑事学における因果性」——、法政研究第三七卷五・六合併号参照)。

クツネツォワ教授の刑事学に関する業績としては、「犯罪と犯罪現象」(モスクワ、一九六九年)がある。この文献は、刑法と犯罪現象についての同教授の社会的な分析を行った重要

な刑事学文献であり、原始社会の法と法違反についての分析に始まるこの文献は、同教授の本格的な業績の一つとしてそちらの紹介をすることの方が同教授にとっても、又ソビエト刑事学の研究にとっても、先行すべき作業であるが、近く九州大学大学院生佐藤雅美氏が紹介する予定である。彼女の犯罪原因論としては、基本的には主流の社会的側面に基礎をおく立場であるが、刑法そのものの社会学をとく点に同教授の独自の立場がある。今ここで、紹介の対象としているブルジョア刑事学批判は、刑事学についての大学の講義の副読本として書かれたものではあるが、単なる解説の程度をこえた文献であるので、あえて紹介を思いついたのである。同教授との交信（一九七六年一月一五日モスクワ発）のなかで、その刑事学の立場について参考と思われる部分を次に披露して参考に供したい。

三 「……イギリスのティラー氏らの『新刑事学』や西ドイツの『批判的刑事学』は、未だわれわれの手許にとどいておりません。これらの書物をアメリカ、イギリス、西ドイツから手に入れるのには少なからぬ時間を必要とします。

ティラー氏とは、私は一九七四年のトロントでの国際社会学会で知りました。その学会で、彼は、シュミットあるいはシューマンと共に、新刑事学の問題について報告をしました。その際、私は、ティラー氏の『新刑事学』（一九七三年）の共著の要点を知ることができました。私は、『逸脱行動と社会的コントロール』という部会での私の報告の中で、ティラー報告に対

する私の肯定的評価を發表しました。ティラー報告に対する部会参加者の反応についても、又、アメリカから参加していた一刑事学者の批判に対する部会参加者の反応についても私は満足しましたし、そのように発言しました。それと同時に、イタリアの刑事学者フェラクッチ氏が新刑事学支持の立場からの批判については、幾分賛成せざるをえません。フェラクッチ氏は、その報告の中で、新刑事学の概念構成は、多くの破壊的なものを内容としているが、建設的なものが少ない、と述べました。ソビエトの刑事学の今日までの重要な業績を一〇点の範囲であげよという貴信の申出について、私としては次のものをあげたいと思います。

(1) ア・ア・ゲルツェンゾーン、ロシア共和国における犯罪との斗争、一九二八年。

(2) エム・エヌ・ゲルネット、外国での犯罪とソ連邦での犯罪、一九三一年。

(3) ヴェ・エヌ・クードリャブツェフ、刑事学における因果性、モスクワ、一九六八年。

(4) イ・イ・カルペッツ、犯罪現象の諸問題、モスクワ、一九六九年。

(5) エヌ・エフ・クヅネツォワ、犯罪と犯罪現象、モスクワ、一九六九年。

(6) ア・エヌ・ヤコブレフ、犯罪現象と社会心理学、モスクワ、一九六九年。

(7) ウ・エス・ジェゲバーエフ、犯罪行動の社会心理学的側面、アルマ・アタ、一九七一年。

(8) ヤ・デ・ブルーフシュテイン、刑事学と数学、一九七四年。

(9) カ・エ・イゴセフ、犯罪者の人格の類型学と犯罪行動の動機、ゴールキー、一九七五年。

(10) 論文集、犯罪者の人格、モスクワ、一九七五年。」

四 西ドイツへ在外研究のため入国する前にモスクワに立寄って、国家と法研究所に、所長として犯罪学研究所所長から就任して間もなくの、クードリャブツェフ所長に面談した。その際、私が犯罪予測について関心があることを告げた際に、ソビエトにおける犯罪予測の第一人者としてソ連邦検察庁附置犯罪研究所の教授ゲー・ア・アバネソフ教授を紹介して下さい、同教授とも面談の機会をうることがあった（アバネソフ・刑事学的予測の理論と方法、モスクワ、一九七二年、アバネソフ・ピーチン・予測と犯罪斗争の組織、モスクワ一九七二年の両文献をその際戴いた）。ソビエトでは、アメリカの予測科学を高く評価しており、それにソビエトの社会科学の成果を加味して、犯罪予測の研究を深め、その理論的枠組の形成を終え、一部は実践的に、常習犯問題に利用しているという話であった。この点は、その後、ワルシャワを経て、東ベルリンに入り、ポツダムで中山研一教授と共に、国家と法研究所の刑法部門の教授、今は亡きレンネベルグ教授と面談の際、犯罪予測の問題につい

てふれたが、レンネベルグ教授は、吾々も曾てその方向を検討したが、多くを期待しておらず、むしろ犯罪予防に関して、個々の刑事事件の審判過程に、関連当事者を多く参加させることによって、当該事件を通じて犯罪原因を的確につかみ、具体的犯罪予防措置についての方法をも併せて明らかにする努力に多くの関心をむけているという話であった。僅かのことから、多くを推論することは危険であるが、ソビエトと東独では、刑事政策の力点の上で、ある差異があるのかもしれない。ここでとりあげるクヰネツォワ教授の全体の論調は、大きな基本線ではさきのレシェートニコフの文献と開きはないが、アメリカ社会学派、とくに、サザラントの評価に関しては、クヰネツォワ教授の立場は、かなり好意的であり、明らかにレシェートニコフとは差異があるとみてよいであろう。（段の間のカツコの数字は頁数を示す。）

エヌ・エフ・クヰネツォワ著 現代ブルジョア刑事学

モスクワ大学出版所、一九七四年

本書は、ヨーロッパとアメリカの発展した資本主義国家を例として現代ブルジョア刑事学の批判的分析をしている。本書には、アメリカ合衆国・フランス・ドイツ連邦共和国で発刊された最も新しい教科書やモノグラフィが利用されたし、最近の刑事学の国際会議や犯罪予防について

の国連の国際会議の諸資料も利用された。著者は、犯罪原因論・ブルジョア刑事学の対象・その方法・歴史についての諸問題を考察している。犯罪予防を明るみに出し、ブルジョア研究者の刑事学上の概念を批判している。本参考書は、刑事学を研究し、ブルジョア法学の問題に關心をもっている法学部や中等法律学校の教官・研究者・学生にむけられている。

目次

まえがき

第一章 ブルジョア刑事学の対象・方法・体系・歴史

第一節 刑事学の対象

第二節 ブルジョア刑事学の方法

第三節 ブルジョア刑事学の体系

第四節 ブルジョア刑事学の歴史

第二章 犯罪現象についての理論

第三章 犯罪原因論

第一節 一般的特徴

第二節 犯罪原因についての社会学的理論

第三節 犯罪原因についての生物学的理論

(一) 危険な性格の理論

3 8 8 13 21 24 26 35 35 40 59 59

第四章 犯罪予防

第一節 一般的特徴

第二節 犯罪予防の社会学的プログラム

第三節 犯罪予防の生物Ⅱ社会学的プログラム (治療予防)

第四節 社会的予防

結語

(3)

まえがき

異なった社会体制をもつ国との平和共存は、イデオロギー闘争の休止を意味するものではない。^①二四回大会の中央委の経過報告の中にこうのべられている、「われわれは、休むことのないイデオロギー闘争の条件の中で生活している。わが国に対して、社会主義の世界に対して、それを行っているのは帝国主義的宣传であり、もっとも念入りの方法と強力な技術的手段を利

(二) 犯罪原因についてのフロイドの理論 64
(三) 精神病学的原因の理論 68
(四) 遺伝の理論 69
(五) 体格による気質の理論 73
(六) 人種理論 75

77 77 79 84 89 92

用しながらやってくる」と。

このような条件の下では、マルクス・レーニン主義の世界観の諸基礎をたえずエネルギーに明らかにしてゆき、いろいろの反動的な理論や見解をあばき、かつ、これに対して然るべき科学的批判を加えてゆくことが必要である。

エル・イ・ブレジネフは強調した。「宣伝、大衆啓蒙の局面にあるわが活動家たちの義務——それは、これらのイデオロギー的奇襲に対して、適時に、かつ、決定的、有効な反撃を加えることである」と。⁽²⁾

今世紀七〇年代の始めは、第二四回党大会によって採択された平和綱領の達成にソビエト国家が大々的に成功したことでもって記念される。しかし、ソ連共産党中央委の四月決議（一九七三年）が指摘したように、異なった社会体制に属する国家の間の平和共存と関係正常化の過程は、社会主義と資本主義との間に階級闘争が中止されたことを意味しない。反動的ブルジョア的イデオロギーに対する徹底した闘いが必要である。マルクス主義者にとっては、労働者階級とブルジョアジーの世界観と階級目的は対立的であり和解させ難いということ、経済・政治⁽⁴⁾そして、勿論イデオロギーの平面においての両体制の闘いは歴史的に不可避であることは自明のことに属する。

ブルジョア刑事学の本質の暴露——それはソビエト刑事学の重要な課題の一つである。⁽³⁾本労作の記述はこの課題にのみむけられている。

モスクワ国立大学の法学部での刑事学の講義の多年の経験の示すところでは、ブルジョア刑事学に関する資料が学生に充分に通曉されていないうらみがある。学生に刑事学を修得するに当っての方法論的援助を与えることも本書の記述の副次的目的にしている。

最近、ブルジョア刑事学の批判にむけられた著しい量の仕事⁽⁴⁾がソビエトの法律学者によって書かれた。そこでは、犯罪の原因についての現代のブルジョア的な刑事学的概念構成について、専ら、又はそれを主要なものとして、とりあげ、然るべき批判的分析が加えられている。そこではブルジョア学者の基本的なモノグラフィや論文が分析されている。

本書では、もっと完全な範囲で、もっとシステムティックにブルジョア刑事学を考察することが必要であるというように考えられた。刑事学の対象に関して学生は情報をうけとらねばならないし、ブルジョア刑事学の対象、方法論、体系について、更に犯罪現象について、および法違反の予防について、同様に、それらの資料を批判的に理解することを学ぶであろう。教師や学生のために、大学の分科および教科としてのブルジョア刑事学というものを近づきやすいものとすることに意を払った。

著者は外国の刑事学の基本的な教程や教科書を批判的に研究した。アメリカの刑事学を代表するのは、ブルジョア刑事学の中でもっとも権威のある大学教科書叢書サザランド・クレッシン⁽⁵⁾イ両氏の「刑事学原論」（七〇〇頁）第七版であり、フランス

の刑事学では、パリ大学の教授であり、かつ、国際刑事学協会の会長であるヤン・ピナテル氏の教科書が、西ドイツの刑事学では、チュービンゲン大学の刑事学研究所教授ゲッピンガー氏⁽⁵⁾の教科書が、それぞれ代表的なものである。同様に、いろいろのブルジョア刑事学者のモノグラフィや論文及び刑事学に関する国際的集会や大会の資料が利用された。

本書では、犯罪現象の概念とその原因についてブルジョア学者の諸見解に対するソビエト刑事学の批判にも注意を払った。

ブルジョア刑事学の評価に当って出発となる方法論的立場は、ブルジョア学者に対する次のレーニンの命題に基礎をおくことができる。「これらの教授たちの、どの一人でも、化学や歴史や物理学の特殊領域でもっとも価値ある仕事をする能力があるのだが、こと哲学となると、彼らの言葉の一ことといえども信頼することはできない。それはなぜか。次のことと全く同一の理由による。つまり、事実的な特殊研究の領域ではもっとも価値のある仕事をする能力のある政治経済の教授たちが、誰一人としてこと政治経済の一般理論の話となると、彼らの言葉の一ことといえども信頼できないのと同じである。なぜなら、政治経済の一般理論こそ、認識論と同様に、現代社会における最も党派的な学問であるから。一般的・總体的にみれば、経済学の教授たちは資本家階級の手代であり、又哲学の教授たちは神学の手代である。

そこでここでも、マルクス主義者の課題は、これらの『手

代』が行った業績をわがものとし、それを加工することである（例えば、これらの手代たちの労作を利用しないでは、諸君は新しい経済現象の領域では一歩も前進することができないであろう）。そして、その反動的傾向を切りおとすことができるし、自らの路線を導入し、われわれに敵意をもつ勢力や階級のすべての路線と闘うことができる。⁽⁸⁾」

問題を具体的にたててみるならば次のようになる。

第一に、生物心理学的傾向を主要な手段とするブルジョア刑事学者の反動理論を徹底的に批判すること。

第二に、保守的なブルジョア刑事学者と進歩的なそれとの間によこたわっている思想的理論的対立をもっと深化し拡大すること、そして進歩的な刑事学者が反動的な法的概念構成を暴露するのを助けること。

第三に、比較的客観的に思考しているブルジョア研究者の概念構成の不徹底性と未完成性を暴露し、西の読者たちを、特に比較法医学の方法を利用して、犯罪闘争の根本問題の解決におけるマルクス主義的二者択一へとみちびくようにすること。

第四に、犯罪とその原因についてのマルクス主義理論に対するブルジョア学者のイデオロギー的な非難に対して決定的な返答を与えること。

この際重要なことは、俗流的な紋切り型の批判のやり方を避けること、客観性と客観化とのとりちがえをしないこと、ソビエト科学へのブルジョア刑事学の概念構成の無批判的な導入を

さけることである。「ブルジョア・イデオロギーの紋切り型の俗流的批判は、有益であるよりも有害である。一方で、それは、われわれの間に相手についての正しくない、いわばくみしやすしとする観念をうみ出すと共に、他方、それは、ブルジョア宣伝家たちの手にわれわれの科学に対する非難の切札を与えるからである」。

ソビエトの文献(ベ・エス・ニキホロフ、ヴェ・エヌ・クドリャブツェフ、ヴェ・ペ・シュピロフら)において既に強調されたことであるが、一連の諸情況、とくに、犯罪現象の水準と構造についての統計資料が新しく公にされたこと、いわゆる「ホワイトカラー」犯罪の徹底的な研究、最近のアメリカ合衆国大統領——ケネディ、ジョンソン、ニクソン——のアメリカ合衆国における犯罪闘争の有効性の評価についてのより現実的方針といった事情の影響をうけて、ブルジョア文献、とくに、アメリカやフランスの文献の中に、犯罪現象に対する政府や行政機関の態度を批判する空気が出てきていることである。しかし、この批判は、いわゆる「少数異端」として、一方では、帝国主義国家におけるイデオロギー的危機の深化という客観的過程の主観的反映であり、他方では、この批判は、従来通りかつての、そしてよく知られた、ブルジョア改良主義と自由主義の枠内にとどまっている。「ブルジョア科学は、そのブルジョアの構造のゆえに自ら限界づけられている。しかし、この限界の内側でなら、ブルジョア科学は自分自身であることをやめるこ

とがある。——と、ベ・エス・ニキホロフ教授は書いている、——これは、無制限に自由な、又は、「ラジカルな」ブルジョア理論に完全にあてはまる。彼らの目的はかわってはいない、資本主義の暴露であるよりもむしろ擁護である。

ブルジョアの理論家たちが、例えば著名なバーンズとテールズ両氏がやったように、犯罪の中に『金融資本主義の陰うつな支配の所産』⁽¹⁰⁾をみる場合においても、事情は何ら異ならない。彼らはこの場合にも革命的結論からは遠いところにいる。なぜなら、そのような結論に代って彼らの頭の中にあるのは、何かある別の、金融的でない、いってみれば『人民的資本主義』、又は何かこの種のあるものの幻想があるからである。現代科学技術革新の条件の下では、これは、『産業』社会、又は『新産業』社会、又は『テクノロジー』ないし『技術万能』社会であり、そこには、豊饒の一般的増大が生れ、余暇は巨大なものとなり、階級関係は『調和され』、階級闘争は『消えてなくなる』。ブルジョア思想は、ガールブレイズ氏が皮肉たっぷりに、かつ巧妙にいったように、『便宜的な知恵』(conventional wisdom)の枠外に出ることは決してない。『便宜的な知恵はいろんな鋭さの程度をもって存在している——と、彼は書いている。……あることの形成や決定における若干の新奇さは反対をよびよせることがない。反対に、古い思想を新しい型で表現しようとする労力はきわめて評価され、少数異端は、甚だ尊重される。しかし、二番せんじの問題についてはどんなに

熱気をもって議論しても事がらに關係のないものとして無視される可能性があり、このような構成に対するどんな企図についても、これを例外なしに、學問からはずれたもの又は田舎くさいものとしてあつかわれることになる』と。⁽¹¹⁾

かつて、ベ・エス・ニキホロフ教授も強調したことがある、「ブルジョアジーは今日の現状においては宣伝家、異端を必要としている。——これはこれまでの信念の教義からみると逸脱であるが、自分自身の存在からの逸脱ではない。それは、ブルジョアジーが今日、自分の家の中に天才的な異端をやしなうということであり、もっともずるい政策である」、と。⁽¹²⁾

もっとも權威のある、そしておそらく最も客觀的に思惟するアメリカの刑事學者サザランド氏は、その生命を終るに際して書いた、「刑法の改正をのぞけばいかなる改革も考えたことはない」と。

本書に利用された外國語文献の翻譯に當つては、モスクワ國立大學法学部の學生の広汎な参加をうることができた。それは比較法学の研究サークルのメンバーであり、ペ・ラプチェフ、ベ・ブランコフ、イ・シャフニヤンツ、チェレパヒイナ、ア・ポクロフスカヤらであった。著者と、モスクワ國立大學法学部刑法講座は、彼らに感謝すると共に、人文学部英語科講座デ・ペ・カルポーワに対しても、學生らの翻譯を指導してくれたことに對して感謝する。

(1) 「アメリカ合衆國の外交宣伝」、モスクワ、「國際關係」版、一九七三年。論文集「心理戦争」、モスクワ、「プログレス」版、一九七二年。ユ・ベ・イエレミン、

青年の孤立主義—反共の道具、モスクワ、「高等学校」版、一九七二年。エリ・エヌ・モスクビチエフ・「脱

イデオロギー」の理論、幻想と現實性、モスクワ、「思想」版、一九七一年。ミクロシ・マルコ、心理戦争とチェコスロバキアの実験、モスクワ、「科学」版、

一九七二年。イ・イ・カルペッツ、二つのイデオロギーの戦いと犯罪の諸問題、「ソビエト國家と法」誌、

一九七〇年四号六七—八二頁。ヴェ・ア・チュマーノフ、ブルジョア法イデオロギー、モスクワ、「科学」

版、一九七一年。

(2) エリ・イ・ブレジネフ、ソ連共產黨第二四回大會中央委員會經過報告「大會資料」、モスクワ、政治圖書出版、一九七一年九一頁。

(3) 「コムニスト」誌、一九七三年七号。

(4) 参照せよ。例えば、エフ・エム・レシエートニコフ、現代アメリカ刑事學、モスクワ、「法律文献」版、一九六五年。「犯罪社會學」ベ・エス・ニキホロフ、ヴ

エ・エヌ・クドリヤフツェフ編集、モスクワ、「前進」版、一九六六年。ア・エム・ヤコブレフ、犯罪と

社會心理學、モスクワ、「法律文献」版、一九七一

年。「アメリカ合衆国—犯罪と政治」、モスクワ、「思想」版、一九七二年。オ・カ・フェドトフ、現代ブルジョア刑事学批判、モスクワ、「知識」版、一九七三年。エ・メルニコワ、彼らはなぜ犯罪をおかすか、「若い親衛隊」版、一九七四年。

- (5) E. Sutherland and D. Cressey, *Principles of Criminology*, 7-th edition, Philadelphia and New York, 1966.

- (9) J. Pinatel, *La Criminologie*, Paris, 1969.

- (7) H. Göppinger, *Kriminologie*, München, 1973.

- (8) ヴェ・イ・レーニン全集、一八卷三六三—三六四頁。

- (9) 「コムニスト」誌、一九六二年一六号三七頁。

- (10) H. Barnes and N. Tecters, *New Horizons in Criminology*, N. Y., 1947, p. 21.

- (11) J. K. Galbraith, *The Affluent Society*, N. Y., 1958, p. 19.

- (12) ベ・エス・ニキホロフ、アメリカ合衆国の犯罪現象、数字の意味とアノミー的異端について、「新世界」誌、一九七一年一一号一七一頁。

第一章 ブルジョア刑事学の対象・方法・体系・歴史

(8)

第一節 刑事学の対象

科学ないし学問分科の対象は三つの基本的な問題をふくんでいる。科学の本性と、科学の内容と、隣接諸科学との相互関係の問題である。ブルジョア刑事学はこれらの問題にどのように答えているか。刑事学の対象の問題、その本性と隣接諸科学との相互関係の問題は、今日まで未決定のままに残されている。もう二世紀も論争が続けられているのに。刑事学の教科書やモノグラフィーは、刑事学が人文科学か自然科学か、法学か社会学か政治学か、独立の科学か又は刑法の一部かという問題の考察から始まる。

ブルジョア刑事学の社会的傾向 (социологического направления) の代表者、主として北アメリカの理論家たちは、刑事学を社会学的な学問と考える。刑事学を彼らは法律学の範囲に係わらしめないし、又大学でもそれは社会学の学部で講義される。

例えば、サザーランドとクレッシー両氏はその教科書の中でこう書いている。「刑事学—それは社会現象として犯罪を考察する認識の基本的な部分である。科学としての刑事学研究の課題には、立法過程、法律の違反者による反法行為が含まれる」⁽¹⁾と。

これらの著者らの見解によれば、刑事学は、三つの基本的な篇からなるという。「(a)『法の社会学』、これは刑罰法規が創造される条件を研究する。(b)『刑事病源学』、これは犯罪の原(9)因を研究する。(c)『刑罰学』、これは犯罪のコントロールに関

係するが、この際、ここには、コントロールの刑事抑圧の手段のみならず、非刑罰的手段もふくまれる。

刑事学の課題は、刑事立法過程、犯罪の実行、犯罪の摘発、犯罪の予防の一般的・具体的原則の発展の中に、みてとることができる⁽²⁾。

明らかに、サザーランドとクレッシー両氏の構成においては、刑事学はの中に刑法の一部と、矯正労働法の一部を含んでいる。それゆえ、アメリカの刑事学者の教科書やモノグラフ⁽³⁾は犯罪概念や刑罰法規の概念について述べることが多い。

刑事学と刑法との関係は交叉した二つの円として示される。刑法は彼らの観念によれば、法規範とその解釈を研究し、刑事学は、現実の犯罪を研究するが、その中の一部分が刑事立法者によって犯罪と評価される。

ブルジョア刑事学の生物社会学的傾向（*биосоциального направления*）の支持者、とりわけ、フランス、イスパニア、イタリー、西独、ラテンアメリカの学者たちは、刑事学を社会的自然科学（生物精神病学、生物心理学）と考えている。彼らは刑事学を刑法から切り離し、それと同時に、法学の大きな部分を刑事学として吸収してしまうのである。それゆえ、例えば、フランスにおいては、刑事学は、法学部においてのみならず（パリ大学では刑事学は一九五九—一九六〇年に初めて講じられるようになった）、医学部において講義されている。イタリーとラテンアメリカでは、刑事学を講義しているのは、生物

学科と医学科においてである。ドイツ連邦共和国においては、刑事学的研究は、法学・社会学・医学・法医学系統の学部や附属病院で行なわれている⁽³⁾。

ヤン・ピナテル氏は刑事学の中に三つの科学グループをふくましている。(A)グループ——刑事人類学、犯罪社会学、犯罪精神病理学。(B)グループ——刑事手続、裁判所構成、捜査学、法医学、裁判精神病理学。(C)グループ——法違反の予防を研究する諸科学——治療教育学、心理学、矯正労働法、保安処分についての科学⁽⁴⁾。

同じような見解をとっているのが西ドイツの刑事学者A・メルゲン氏である。彼は刑事学教科書の中で、次の篇章を設けている。

(10)

- 1 刑事学序説（発達史・対象・体系）
- 2 犯罪現象学（犯罪実行の形態と犯人の分類）
- 3 犯罪生物学（総論——素質・環境・その相互関係・犯罪の要因・犯罪原因論、各論——生物学的・心理学的・社会学的犯罪要因）
- 4 犯罪社会学
- 5 捜査学
- 6 刑事手続
- 7 法医学
- 8 精神病理学
- 9 刑事政策

10 刑罰学と保安処分⁽⁵⁾

従って、メルゲン氏は、刑事学によって、法的分科と非法的分科の大きな部分を吸収してしまうのである。ピナテル氏やメルゲン氏においては、刑事学の対象や体系において第一次的地位を占めているのが、生物学、ないし、心理—精神病理学的科学・分科であることに注意する必要がある。メルゲン氏は、刑事学を法の科学としてではなく、自然科学として考察することの支持者である。

同じような見解は、ポルトガル、イタリー、イスパニアの刑事学においても採用されている。オーストリーの学者は、グロス氏について、捜査学を刑事学の主要な部分と考えている。カナダでは、偉大な刑事学者エレンベルガー氏は、同様に、刑事学の対象と内容について生物社会学的見解を基礎としている。

ヨーロッパの刑事学に支配的な考え方は、刑事学が一つ又は二つの知識の分科に属するものではなく、それが学際的科学(междисциплинарной наукой)であるという考え方である。それには社会学者と法律家がたずさわるけれども、その役割は比較的ひかえめであって、より多くは、医者・生物学者・精神病学者・心理学者等々である。例えば、西ドイツ刑事学者カイザー氏は、刑事学を「犯罪・法違反・社会的に非難される非行とそのコントロールについての経験科学の総体」⁽⁶⁾とよんでいる。

刑事学の学際性についての問題に大きな注意を払ったのは、

(11)

第六回国際刑事学会議であった。エフ・フェラーク氏は、この問題に関する報告の中で刑事学の学際性を勧告しない者は今日甚だ少ないとのべている。⁽⁷⁾アメリカの学者のある研究の一つが示しているように、その学者の計算するところでは、刑事学という言葉の用法に関しては、四七の部門分科にわたった百一九の異なった専門術語が用いられているという。イギリスの刑事学者H・マンハイム氏は、この問題について書いている。

「刑事学という建物の一つ一つの石は刑法・人類学・医学・心理学・精神病学・社会学・統計学者たちによってつまれてきた。多くの刑事学者たちは、マスクされた精神病学者であり、社会学者である。彼らのそれぞれは、時に応じて、刑事学を理解してきた。これは、文献や術語の上でも明らかである。例えば、精神病学者の言葉は、社会学者や法学者の言葉とはひどくちがっているために、お互いに局外者の援助なしはお互いの刑事学を理解しあうことができない位である」⁽⁸⁾と。

第二回国際刑事学会議が一九五〇年パリで開かれたが、その時T・セリン氏は、「刑事学——それは王位のない女王である」と表現したが、この言葉はその後慣用語になってしまった程である。ブルジョア刑事学の学際性は、事実上は、刑事学をその現実の姿であるところの社会的・法学的学問であることから変形してしまつて、無秩序な、対象のない・混合物に、一種独特の「つぎはぎふとん」にかえてしまうことであるが、それをもつてしても、主要な問題——この科学の対象について——の

解決にブルジョア刑事学が理論的に無能であることをかくすに足りないものである。

ブルジョア刑事学がその対象を科学的に決定するという点のこのような状況に照応して、ブルジョア刑事学の問題関心にも顕著なまだら現象が現れる。ある教科書と他の教科書は似ていないし、ある学者は他の学者とするとく異なっている。北アメリカ合衆国の刑事学は犯罪原因と犯罪予防の研究に特別の注意を払うが、犯罪者の人格の問題はあまり研究をしない。反対に、フランス、イタリー、ベルギー、カナダ、西ドイツの学者は、犯罪者の人格の分析に多くの注意を向けている。例えば、フランスのJ・ピナテル氏、ベルギーのグリフ氏、イタリーのD・チュリオ氏は、人格の危険性と治療刑事学にアクセントをおいている。

最近、刑事学の中心問題である犯罪原因の問題を軽視する傾向が現れ始めている。

ブルジョア刑事学において鍵となっている問題は、刑事学研究所所長協議会が指摘したように、(1)統計的Ⅱ刑事学的研究の代表たる資格、(2)将来重要となり猶予ならないものとなるところの刑事学的諸問題の予測、(3)刑事司法の有効性である。

一九七三年九月ユーゴスラビアで開かれた第七回国際刑事学協会の予定表の中には、現代ブルジョア刑事学の三つの主要な傾向に特に注意が払われた。つまり、それは、社会Ⅱインターアクチオニスト的 (социально-интеракционистской)、治

療的 (Клинической)、刑事政策的 (уголовно-политической) の三つの傾向である。

ヨーロッパの資本主義国家においては、刑事学の実効の有効性は未決定な問題であるとされていることを強調せねばならない。第六回会議の基本テーマが「刑事学における科学的研究—科学と実践との統一」であったのも決して偶然ではない。

フランスでは、プランとしては、国立刑事学研究所の創設の問題がたてられている。現在では、刑事学的研究に従事している若干の公的・私的なセンターが何らの統一に調整されたプランなしに研究を行っている。例えば、パリ大学では、レバスジョール氏によって指導されている犯罪社会学実験所が活動している。パリその他の大学では、刑法・刑事学・社会的適応の研究室が動いている。同様に、社会学研究センター・リオン法医学研究所も刑事学の仕事をしている。これらの施設の研究は、「散発的で、バラバラであり、私的な性質」をもっている。

西独では一〇ヶ所位の法学部・社会学部・医学部で五人から一二人のスタッフからなる小さな実験室が刑事学的研究を行っているが、事情は似たものである。ドイツ連邦共和国の教科書の著者たちは、刑事学がいろんな施設や機関（法的・社会学的・イデオロギー上の・教育上の・青年の・その他の機関）によって実践的重要性があるという、この公認に等しい事実をいつも証明しなければならない状況にある。

イギリスにおいては、一九六二年にケンブリッジ大学にレオン・ラヂノビッチ教授に指導される刑事学研究所が設けられた。この研究所のスタッフの数は大きくなく、犯罪原因と犯罪予防手段作成についてのソビエト全連邦科学調査研究所のスタッフと比べると幾倍も小さい。イギリスの研究所において刑事学は次のプログラムに従って研究されている。刑事学と刑罰学の理論と実践の発展・方法論・犯罪心理学・犯罪精神病学・犯罪社会学・刑法と刑事訴訟・矯正の方法・犯罪予防。

第二節 ブルジョア刑事学の方法

ブルジョア刑事学にとって特徴的なことは、方法論の統一が存しないことである。⁽¹⁰⁾折衷的な二元主義がそれとすりかえられており、断片的な研究理念や研究方法の雑多なもの、主観主義的・観念論的な実証主義的な出発点の多くのものを機械的によせあつめている。

方法論的な折衷主義という点はブルジョア刑事学者じしんによっても自認されている。例えば、ニューヨーク大学のR・クインニイ教授は、二〇世紀におけるアメリカ刑事学についてこう書いている。「そこには、当初から、プラグマティズム・制度主義・裸のリアリズム・経済的決定論が一緒になっている」⁽¹¹⁾と。

しかし、ブルジョア刑事学者たちは、この折衷主義にいろいろと異なった態度をとっている。ある者は非難し、ある者は正

(13)

当化のため説明にこれつとめ、又ある者は歓迎している。例えば、アメリカ合衆国の刑法のすぐれた学者であるイ・ホール氏は、この法的方法論における二元主義を、刑事学の創始者であったベッカリヤとロンブローゾの兩人が方法論を含めて異なった学派——古典派と人類学派の基礎をおいた人であったという事実の結果だと考えている。⁽¹²⁾

ブルジョア刑事学における方法論的混沌を批判しつつ、カナダの学者エレンベルガー氏は書いている。今日刑事学は鋭いデイレンマの前にたっている。「一方では、刑事学は、従来通り、客観的資料を、混乱をそのままに残しながら、その総合を試みることもなしに、集めつづけてゆくか、さもなくば、刑事学は、かつて二〇〇年前ベッカリヤがやったように、強力な哲学的意味づけの助けを借りて客観的資料を遠ざけるか、である」⁽¹³⁾。

イギリスの刑事学者G・トレスラー氏は、書いている。現代刑事学（ブルジョアの一著者）において、一面からみると巨大量の雑多な情報があり、他面からみると多くの臆測・仮説・結論がある。現在もっとも緊急に必要なことは、すべての実施された研究を相互に関連づけ、経験的資料と仮説の体系化と付与のための手段を保証できるような基礎理論をつくり出すことである。つまり、もっとも重要なことは、吾々の知識の棚卸を行うことの可能性を与える理論をつくることである。今日、このような多様なありとあらゆる主張や理解できない観念がはん

(14)

らんしている。犯人とその行為について何が確定されたのか、何が根も葉もない主張なのかを決定することは困難である。多様な犯罪行為を包含するところの理論体系の基礎をつくりあげることが方法的に正しいことか、又それは一般的に可能なことかについてさえ、社会学者の間にはいかなる範囲の見解の一致もないのである⁽¹⁴⁾。

A・コーエン、E・サザーランド、D・クレッシー氏らは、同様に、「多面的接近の理論」を根拠深く批判しており、それが「見解の広さ」のカモフラージュの下に情報を厳格な理論へと一般化する試みをしないで、それを無体系的に、比較考査もなしに、蒐集だけをするものであるといっている。

刑事学を含めて社会学的研究が真に科学的な方法論と理論的基礎をもちうるかについての「憂悶」は、真面目に思考する学者においては、相当地に広がった、かつ、一度は必ずとらわれるところの性格をもったものである。それは、「愚鈍な経験主義」をするべく批判するものであり、現代社会学が世界観的基礎を欠くことについて鋭く批判するものである。

多くの刑事学者はT・パーソンズ氏のいわゆる「平均的水準の哲学」で満足している。彼らは、高度の哲学を構成するために充分な量の経験的資料が未だかつて集められたことはないときめてかかる。しかし、この「平均的水準」は独特のイデオロギー的な衝立てである。その衝立ての蔭には、意識すると否とを問わず、刑事学を真に科学的抽象にまで高めることを欲しな

い気持がかくされている。というのは、そうすると不可避免的に、ブルジョア学者は、資本主義社会の階級的な敵対的矛盾に達したり、それを遠ざけるため社会主義への選択をせまられることになるであろうからである。

ブルジョア刑事学者の圧倒的大多数は方法的な折衷主義と二元主義を許容し又は歓迎しさえしている。このような状況を支える議論としては通常次のような論証がなされる。刑事学は複合科学である。だから、それは自然科学として、又社会科学として多くの科学の方法を利用するのだ、と。刑事学は実験的・経験的科学である。それゆえ、もし教義的に単一の方法論をおしつけると刑事学に手かせ足かせをはめることになるう、と。

この種の立場は、ブルジョア哲学にゆきわたっているところのプラグマチズムの主観主義的・観念論的な概念構成から出てくるものである。実践出来る事（ギリシア語の *pragmata* 出来事）という直接的要求が刑事学の研究の真理性の基準となる。プラグマチズムは犯罪とその原因の研究を特殊的・個別的な水準のものに自ら限定し、一般的な水準での現象の分析まで高めようとはしない。ここから、原理的、「教義的な」・「先入見にとらわれた」・「死んだ」・「動かない」・哲学的・倫理的な概念構成からの拒絶がでてくるのである。⁽¹⁵⁾ J・ピナテル氏は書いた、「基本理念となっているのは、刑事学がその本質上治療的・実験的傾向をもつ科学であるという点であって、刑法

を典型とする倫理的・政治的・科学的には有用な法Ⅱ規範的方向づけを排除しているのである⁽¹⁶⁾と。

刑事学における方法の研究に特に向けられたモノグラフィの中で、次のように述べられている、「……単一の科学的方法というものは存在しない。多数の科学的方法が存在する。所与の時点でどの方法が許容しえられるかは研究者の同意によって決定される⁽¹⁷⁾」。

ソビエト刑事学の教科書の最初の版について二つの書評が出たが、そこでは、刑事学の諸制度の方法論的な概念構成が何度もとりあげられているところの、刑事学の総則の部分がことさらに分析されていないのであるが、この事実は、方法論的ニヒリズムを物語るものである⁽¹⁸⁾。

刑事学的方法の仕上げは、西欧の刑事学においてはかなり精細に仕上げられた章篇の一つに属する。ブルジョア社会学はこの点で大きな経験をつんだ。ブルジョア国家においては、世論についての情報を集める強力な機関がつくられている（例えば、アメリカ合衆国では四つの世論調査所があり、その中でもとくにギャロップのそれは有名である）。インタビュー⁽¹⁹⁾とか、アンケート調査・質問・観察・実験といったデリケートな方法についての文献が近年かかれている⁽²⁰⁾。

これらの分岐した体系を手段にして、資本主義社会の管理のためのみならず、又ブルジョア的民主主義についての神話の維持のための必要な情報が手に入れられている。

しかし、社会学的方法の作成は専らブルジョア研究者の発明工夫であると考えてはならない。周知のように、エンゲルスは、「イギリスにおける労働者階級の状態」という労作を書くに当って、観察・質問・文書の一般化・統計の諸方法を深く利用した。社会統計と経済統計の資料を広く採用したのはマルクスの「資本論」である。レーニンの「ロシアにおける資本主義の発達」の労作は、多くの彼の他の労作と同様、社会統計の方法の輝かしい使用の手段である⁽²¹⁾。統計が社会的認識の強力な武器であること、そして「平均的數字」の虚構性についての、現象を個々の「事実」としてではなく、総体において、又関連において研究することの必要性についての、有名な諸命題は、レーニンのものである⁽²²⁾。

ブルジョア刑事学は、このような方法を広く採用している。例えば、統計的方法・住民への質問やアンケートの方法・実験的評価・観察・社会的実験の方法など⁽²³⁾。この際、特に意味のあるのは、統計的方法と、質問と、インタビューである。

社会学的方法を適用する技術の研究は、ソビエト刑事学にとっても少なからざる興味がある。それと同時に、ブルジョア刑事学に採用される方法の客観性や代表性についての評価は、マルクス主義的な方法論的立場から行われる必要がある。

例えば、少なからざる国のブルジョア刑事学者たちは、認識の現実的に重要な方法として「コントロール・グループ」という方法によってきた。この方法の本質は、犯罪者についての統

計的調査の諸結果を、非犯罪者についての並行的な調査資料と比較することができるようにする点にある。⁽²⁴⁾

コントロール・グループという方法について最初に刑事学者たちが議論したのは、一八八九年の第二回人類学Ⅱ刑事学会議においてであった。当時、タルドと若干の他の大会参加学者は、ロンブローゾの人体測定学的な測量の結果を疑問として、コントロール・グループの方法によるその追試を要求した。ガロファローの提案に基いて、国際委員会は、比較観察のシリーズを行って、その結果を次の会議に発表することとした。コントロール・グループとして、一〇〇人の被検犯罪者と似かよったところの生態学的特徴をもった遵法市民一〇〇人が選ばれた。犯罪者の「人類学的烙印」というロンブローゾのこれまでになされてきた結論は灰燼に帰した。

コントロール・グループの方法は、一度ならず、刑事学の歴史の中で反動的な刑事学者の統計的な歪曲の暴露に奉仕した。

最近年ブルジョア刑事学の文献の中で、主要な刑事学の方法である統計的方法がしばしば現実主義的な過重評価をうけている傾向がある。官庁の統計資料についてはよく、また、とくにイギリスの統計機関やアメリカ合衆国の司法省の統計についてはよりひんばんに、根拠のある疑いが示されている。何よりもまずこれらの統計は、完全であることからほど遠いものである。それは、警察の職権乱用をふくめているような理由のためにかくれた（暗数の）未登録の現実の犯罪の数を考慮していない。例

(17)

えば、イギリスの刑事学研究所長ラヂノビッチ教授の意見によれば、スリの一五%のみの資料が官庁刑事統計にあげられているにすぎず、アメリカ合衆国においては一八%のみが、自動車からの窃盗になると一〇%をきるもののみがあげられているにすぎない。アメリカ合衆国においては、財産に対する重大でない犯罪の一〇%のみが著名な警察においてあげられているにすぎない。⁽²⁵⁾市民に何らかの犯罪の被害にあったかどうかという大量の質問や、暗数をとらえる特殊の方法による調査資料によって、刑事学者は次の結論に達している。つまり、資本主義国家における犯罪の公式の登録数は現実の犯罪の数の一〇分の一、二〇分の一にすぎないと。例えば、マイヤー氏の意見によれば、発覚している犯罪と未登録の犯罪との割合は、墮胎において一対一〇〇、性犯罪において一対一〇〇、スリ一対五〇、鉄道での窃盗や万引において一対三〇であるという。⁽²⁶⁾アメリカ合衆国の暴力の原因と予防の問題に関する国家委員会の報告書によれば、未登録の数の犯罪は、警察に登録された資料の数の、二倍から一〇倍であると断言されている。

ブルジョアの官庁刑事統計は、次の理由からも完全でない。つまり、それは、「ホワイト・カラー」の犯罪、つまり、ブルジョアジーの犯罪を登録していないし、同様に、いちじるしく組織犯罪を登録していない。

最後に、刑事統計資料は、犯罪登録上の階級的・人種的接近の結果として評価しなおす必要がある。

例えば、アメリカ合衆国において、黒人の男子は白人のそれよりも一〇倍多く刑務所に現れる。反動的に構成したり、深く思慮しない刑事学者は官庁統計のこの資料から、犯罪の人種的原因を結論するのである。現象の本質を客観的にとらえている刑事学者たちは、このような統計が黒人犯罪の水準を反映しているのではなくて、白人と有色人種の同一の犯罪に対する警察と裁判所の登録上の差別があることを示しているのだということとを早くから自覚している。

ミューラーとシュスラー両氏は、「社会学における統計的方法」⁽¹⁸⁾

という基本的な労作の中で、刑事統計の表面的利用がいかに犯罪に対する黒人の人種的な傾向性という誤った結論にみちびいたかを、困難もなく明らかにしている。アメリカ合衆国の官庁統計によると、全黒人居住区の約六五％は、「高い犯罪率を示す」居住区であるが、白人居住区については、それは三四％である。しかし、もし、同一の経済的地位をもった者の居住区を比較すると、犯罪水準におけるこの差は消えてしまう。例えば、経済的に貧しい地区二四のうち、二一までが、つまり、その八八％が、その地区に黒人が住んでいるように、白人が住んでいるようにかわりなく高い犯罪率を示す。経済的によりめぐまれた地区の二八地区のうち、四地区のみが、つまり一四％のみが高い犯罪率を示しているが、そのことも又住民の人種とは関係がない。統計上の犯罪への依存性は、ここが人種ではなく、社会経済的条件と関係していることがわかる。⁽²⁷⁾

有名なアメリカの刑事学者のバルバラ・ウットン女史は、その著「社会科学と社会病理学」という本の中で、四〇年間かつて、二一個の刑事学的研究を行った。そこで彼女が利用しているのは、一二個の社会的要因（学校・家族・貧困その他）と犯罪との間にたてられうる統計的な相関関係の方法である。彼女は、アメリカの刑事学が「余りにも僅な、そして、うたがわしい確認の仕方で一般化を行っている」⁽²⁸⁾という、悲観的な見方をしている。

ブルジョア刑事学の社会学的体系の中にあるところの有用なものは、これをすべて研究利用するようにつとめなければならないが、ブルジョア刑事学の生物精神病学的方法是、妥協の余地なく、きっぱりとはきすてなければならない。

例えば、J・ピナテル氏は、その教科書の三分の二を臨床的刑事学についてやっている。臨床的刑事学を積極的に支持しているのは、西ドイツ、イタリー、ポルトガル、イスパニヤ、ベルギーの刑事学者たちである。その本質は、ピナテルの言葉によると次のようにのべられている。「臨床刑事学は、医学上の治療がそうであるように診断・予測・治療の可能性に關係する情報をあつめる目的をもつものである。方法論的にはそれは医学上の治療と同様に組立てられる」⁽²⁹⁾。その方法を決定しているところの臨床的刑事学の中心概念は、人の「危険性」(l'état dangereux) である。

⁽¹⁹⁾ 臨床的刑事学の主たる方法は、医学的・精神病学的・心理学

的なものである。

医学的研究は、人の物理的・身体的發展、内分泌腺の異常やノイローゼの徴候の影響を研究する。とくに、人類学的な研究は、クレッチマー氏においては、犯人の精神的構造と肉体的構造との間の相関関係を確立するために予定されている。

精神病学的研究は、精神分析・気質の研究・感じ易さ・興奮し易さ・情緒構造の闘いの決定である。

心理学的方法は、TAT・ロールシャハ・MMRI・ゾンデイのテストの結果によって、被検者の精神的特殊性や性格特徴を明らかにするために用いられる。

ドイツ連邦共和国の刑事学においては、法違反の原因としての犯罪への傾向性（Anlage）を明らかにするためということ⁽³⁰⁾で、生物学的方法が広く普及している。ここでは、既に一九二七年に創立された「犯罪生物学協会」が活躍している。この協会の会員が採用している重要な方法は、基本的に、医学・精神病学・人類学・精神病理学である。

臨床的刑事学への通曉というのは、穏やかな言い方をすれば、奇妙な印象をつむ。法律Ⅱ刑事学者、社会学Ⅱ刑事学者は、率直に言ってそれを理解することができない。なぜなら「臨床家」がもち合わせており、また彼らに必要な術語は、深く医学的性質のものである。

生物精神病学的方法の普遍性については、一九六五年モンレールにおいて開かれた国際刑事学協会第五回会議の資料をみ

ると明らかである。会議の基本テーマは法違反者の処遇の方法についてであった。三つの方法が考察された。(a)医学的・外科医的、(b)心理学的、(c)社会的、の三つの方法である。会議参加者のアンケートの結果は珍奇なものであった。つまり、本来の刑事学者は一〇にみたないもので、殆んどが医者・精神病学者・生物学者であった。

ブルジョア刑事学の、生物学的・精神病学的・よりしばしば心理学的な方法の欠陥と論理一貫性のなさは、ところで、どこにあるのか。

何よりもまず、次の点にある。これらの方法は、犯罪の生物学的原因という、先入見にとらわれた、ブルジョア刑事学出現以来二〇〇年末だ科学的に証明されたことのない理論と関連しているという点である。⁽³¹⁾生物精神病学的な、しばしば心理学的方法は、それが極端な主観主義と恣意性によっている点で科学的でない。このような方法を採用している学者じしんがこれを認めざるをえなくなっている。例えば、ピナテル氏は、臨床的方法を詳細に考察してあとで心理テストとの関係でこう結論している、「これらのものは、正確な結果へ導くわけではなく、検査者の才能に依存している……科学というよりは技術である」⁽³²⁾。

ブルジョア刑事学者の手の中にある生物精神病学的方法は、反人間的な性質をもっている。それを適用するのは、被検者の身体の不可侵の権利をふくめて、基本権を侵害するものであ

る。ファシストの拷問における中世的拷問や訊問の図の記憶をよびおこすところの、これらの方法が大学の刑事学の教科書の中にみられるのである。「真意についてのこれらのテストが成功しない時は、麻薬分析を利用することができる。この場合には、人格のその人だけに解つている部分や人の告白の現実の新聞地があらわれる。浅い夢、又は夢と現実との中間領域のためには、*барбитурато-содисный* 系の薬剤を用いることができる⁽³³⁾」。犯罪者のこのような状況を、精神病学者や心理学者はその研究を実行するために、利用する。

生物学的方法の人間蔑視の本質は、それが被拘禁者への危険な科学—医学的実験をひき入れることを許容する点にある。一九五一年ブリュセルで開かれたヨーロッパ刑事学部門の科学セミナーが次のような種類の特別の勧告を公にしたのは象徴的なことである。「濫用を防止し、人権を守るために、犯罪者へのこれらの研究の利用を法制化する必要がある。⁽³⁴⁾」

もっと象徴的なことは、この勧告のそれから先の内容である。「これらの指示に関する合法手段が余りにも厳しすぎるものになることは、実践にとつても、科学にとつても、好ましいことではない。犯人の有意的な同意が与えられている場合には、実験者がやりたいと思っている研究の特殊の技術をせざるようなことは合目的でない」。この勧告をコメントしながら、ピナテル氏は書いている。「濫用へのおそれがもし医学、精神病学的、社会学的研究の進展に害をもたらすことになれば

いかなることである」と。⁽³⁵⁾

生物精神病的・心理学的方法は、科学方法の個別的方法に係している。これらの方法は、犯罪・その原因を法違反者の人格だけを唯一の標準としてのみ研究する。そして、グループ的な一般化さえ採用しようとしせず、もっと高い標準の研究、一般的標準について語ろうとさえしない。

(21) これらの、既に方法論的に重大な欠陥が臨床的方法には明らかであつて、ブルジョア刑事—社会学者が根拠のある批判をしている。例えば、トレスラー氏は、その労作「犯罪の解明」の特別の章を臨床的刑事学の方法の批判的考察にあてている。彼は、臨床的方法が法違反者の個々の事案にのみむけられていると書いている。精神医学者・心理学者・刑事学者・裁判官・刑務所の係官がこれに当るところの「治療者」の診断と予測は不可避免的に一般化に頼らざるをえないものである。いまあげたなかの後の方の治療者たちは、いきおい「直観的炯眼」とか、「実践的一般化」とかを出てないことになり勝ちである。「直観的理解」の賛成者は、トレスラー氏の言葉によれば、「少なからず強要された出鱈目」を書いたのである。いかなる意味でも一般化することに原理的に反対する彼らは、各人格の「二度と繰り返さない性質」という実存主義的な観念に基いて、スペキュレーションをやるのである。フロイド主義・精神分析的概念構成に依拠することによって、治療者は、生物精神病学的方法によって人の意識下の動機を理解し、かくして、彼の危険な

犯罪の性格を診断することができると断言する。治療者の直観的結論は、実践的な一般化と、つまりは、非体系的な観察と結合する。後者は、ブルジョア学者によって、皮肉にも、「親指の規則」とよばれている。⁽³⁶⁾

第三節 ブルジョア刑事学の体系

ブルジョアの学者の対象と方法についての見解に応じて、教科書や教程における刑事学叙述の体系は、いちじるしく異なった差異がある。基本的な差異は、著者が社会的な傾向の刑事学に属するか、生物社会学的傾向のそれに属するかによって分れる。西欧の刑事学の社会学的傾向にとって、一つの型となっているところのアメリカの教科書においては、普通次のような体系がとられる。刑事学の対象・方法・歴史、個別犯罪と犯罪との観念、⁽³⁷⁾ 屢々若干の種類の犯罪についての分析、例えば、職業犯・人に対する組織犯罪・性犯罪。その後で、犯罪原因の理論が分析される。通例は、犯罪原因論の歴史的な補説がそれにつけ加えられている。教科書の終りの章篇は、法違反の予防ないしいわゆる法によるコントロールにむけられている。刑罰についての多くの問題もここにみられる。例えば、刑罰の目的とか、執行猶予者に対する観察とか、同様に、矯正労働上の諸問題とか。

例えば、サザーランドとクレッシー両氏の教程は、二つの部分からなっている。

第一篇「犯罪についての理論」は次の章を含む。

- 1 刑事学と刑罰法規
- 2 犯罪の指数
- 3 刑事学の概論と方法
- 4 犯罪行動の社会学的理論
- 5 犯罪・法違反と社会構造
- 6 犯罪の身体的・心理的条件
- 7 犯罪と人種・民族との関係
- 8 犯罪精神病学と犯罪
- 9 文化と犯罪
- 10 住居・家族と犯罪
- 11 社会諸制度と犯罪
- 12 犯罪行動の過程
- 13 犯罪における行動の体系

第二篇「犯罪へのコントロール」

- 14 刑事政策の多様さ
- 15 刑事政策と社会構造
- 16 犯罪者の矯正
- 17 警察
- 18 未決拘留
- 19 刑事裁判所
- 20 少年事件の裁判所

- 21 プロベクション
- 22 アメリカの監獄における矯正方法の発展
- 23 監獄収容の目的と条件
- 24 監獄社会
- 25 監獄における労働
- 26 監獄からの解放
- 27 仮釈放
- 28 犯罪と法違反の予防

著者が生物社会的な傾向の支持者である場合には、その教科書や教程の体系は上にのべたような体系とは異なったものとなる。そこではアクセントはいわゆる治療上の諸問題におかれている。この際、犯罪予防の国家的・社会的方策についての章篇は欠けている。ピナテル氏の教科書がその例である。それは不均等な前・後篇からなっている。前篇は僅かで、著者はそれを「歴史Ⅱ百科全書の刑事学」とよんでいる。後篇は臨床刑事学がのべられる。この教科書の目次は次の通り。

- 第一篇 「一般刑事学」
 - 1 刑事学の起源と本質
 - 2 初期の刑事学説
 - 3 刑事学の操作的な概念構成
 - 4 刑事学の理論と基礎

- 5 刑事学の方法
- 第二篇 「臨床刑事学」
 - 1 危険な性格の概念構成と治療刑事学の基本的傾向
 - 2 医療Ⅱ心理学的方法と社会的方法
 - 3 刑事学的診断学
 - 4 社会的予測
 - 5 治療のプログラム

最後に、第三のバリエーションとして、西ドイツのゲッピンガー教授の教科書における刑事学の体系をみてみよう。

序言。ここでは、刑事学の定義と法律学・自然科学との関係が考察される。ここに刑事学の歴史と刑事学の現代的傾向がふくまれる。

第一章 方法。この諸節で、刑事学的研究の一般原則が分析され、数学Ⅱ統計的方法についての考察がされる。同様に、刑事学の学際性について著者が提言を行っているのもここである。

第二章 犯罪者とその社会環境。この諸節は、犯人の人格の研究にむけられている。それぞれの節で人格の刑事学的特徴との関係で刑罰の量定と行刑が語られる。最後の節では被害者学、つまり、被害者についての理論があつかわれる。

第三章 犯人の個々の範疇。ここで、犯罪の、年齢・性別・人格の社会的状況への依存性が分析される。犯罪者社会・犯罪・

組織犯罪が考察される。

第四章 犯罪。この諸節は、犯罪の個々の種類の性質にむけられている。暴力犯罪・財産犯罪・経済犯罪・「成功する」犯罪・性犯罪・交通犯罪。

かくして、ブルジョア刑事学の体系の記述性は明瞭である。

第四節 ブルジョア刑事学の歴史⁽³⁸⁾

ブルジョア刑事学の歴史の始まりは、チェザーレ・ベッカリヤ（一八世紀）とチェザーレ・ロンブローゾ（一九世紀）の労作によって決定された。前者は刑事学における社会学的傾向の代表者となったし、後者は人類学派の代表者となった。それ以前にもピポラテスやアリストレスの労作の中に犯罪原因の研究をみることができる。

一八八五年にイタリアの刑事学者ガロファロ氏が「刑事学」という言葉をその教科書に初めて用いて以来、「刑事学」という言葉が普及した。

学科としての刑事学が講ぜられたのは、著名なフランスの統計学者ケトレー氏が製図学校で行ったのが最初である。

ブルジョア刑事学者の教科書や教程やモノグラフィは、全体としての刑事学の歴史と、又、個々の施設の歴史についても大きな注意をくばっている。歴史的な諸章は豊富な事実資料で満たされているが、実証主義的な方法論の立場で遂行されている。つまり記述的方法で、そこには、刑事学のいろんな学説や

(24)

傾向の発展に対する歴史的階級的接近法は存在していない。あれこれの見解の発生と消滅とは、社会における客観的な社会経済的、政治的過程と関連づけられないで、刑事学のあれこれの学派や流派の創始者たちの伝記・経歴と関係させられている。

例えば、サザーランド、クレッシー両氏の教程では、刑事学のいろんな学派の一覧表がかかげられている。学派を体系化する基準となっているのは、例えば、それが現れた年次、犯罪とその原因の解明の仕方と解明の方法といったような基礎事実である。例えば、このような体系化のもとでは、誤ってマルクス・エンゲルスがその創始者と考えられているところの経済的決定論学派としばしば同視されている。「社会主義的」学派は、ケトレーの製図学派とロンブローゾ学派との中間に位置づけられることになっている。特にサザーランドとクレッシー両氏は、「社会主義的」学派が、一八五〇年に始まるマルクス・エンゲルスの労作の上に自らを基礎づけ、経済的決定論として成立したといとも簡単に強調している。この学派が統計的方法、とくに、経済統計を広く利用したことが強調される。サザーランドとクレッシー両氏は、この学派が客観的、科学的に認識しているので、彼らによって採用された方法は、そこにひきいれられた資料を信用せしめるに充分であると述べている。

しかし、さきを示すであろうように、必ずしも、又すべてのブルジョア学者がマルクス主義的な刑事学概念構成を、深く

(25)

はないにしても客観的に評価している訳ではない。

ブルジョア学者のその他の教科書でも、刑事学の歴史は、純粹に年代順的に取り扱われている。著者の学問的信念に依存して、いろいろの刑事学者の主観的評価がひきいられる。例えば、ゲッピンガー氏の刑事学の大学教科書の「刑事学の歴史と現代の傾向」という章では、次のような「時代区分」がなされている。つまり、犯罪と犯罪者の科学外的・科学以前の見解、責任の基礎づけまでの時期、イタリア（刑事人類）学派、フランス（刑事社会）学派、マールブルグ学派、リストから一九五〇年迄のドイツの時期における刑事学的諸労作。

現代の傾向として、「社会主義刑事学」の傾向が「臨床的」刑事学と「社会学的」刑事学との中間におかれている。社会主義刑事学が記述的に述べられているが、そこには評価もなければ、ソ連やドイツ民主共和国の刑事学の教科書から抜萃するに当って工夫をこらすこともなされていない。ゲッピンガー氏は、社会主義における犯罪の痕跡性と、その原因の残滓性についての命題、同様に、ブルジョア刑事学と社会主義刑事学の原理的ちがいについての命題を簡単にひいている。⁽³⁹⁾

したがって、ブルジョアの大学の学問にとって特徴的なことは、客観主義であり、刑事学の発生・確立・発展の歴史の純粹に年代順的な変化である。

(1) E. Sutherland and D. Cressey, *Principles of*

Criminology, Philadelphia and New York, 1966, p. 3.

(2) E. Sutherland and D. Cressey, op. cit., p. 3.

(3) T. Württenberger, *Die Lage der kriminologischen Forschung in der Bundesrepublik Deutschland.*

《*Monatschrift für Kriminologie und Strafrecht-reform*》, 1971, H. 5, SS. 225—235.

(4) J. Pinatel, *La Criminologie*, Paris, 1969, pp. 3—8.

(5) 《*Kriminologie—Heute*》, Bd. II. Hanburg, 1964, S. 12 u. a.; 同様に、ヴェ・エス・シクローフ、ドイツ連邦共和国の刑事学、シンスク、一九六九年一六—一七頁参照。

(6) G. Kaiser, *Kriminologie*, Karlsruhe, 1971, S. 13.

(7) Fr. Ferracuti, *Coordination of interdisciplinary research in criminology.* 第六回国際刑事学会議資料、マドリード、九月二二—二七日、一九七〇年。

J. Pinatel, *Synthèse criminologique. Cinqième conférence de directeurs d'instituts de recherches criminologiques*, vol. I. Strasburg, 1968, pp. 139—149.

(8) H. Manneheim, *Comparative Criminology*, Lon-

- don, 1965, p. 7.
- (9) J. Pinatel, *La société criminogène*, Paris, 1971, p. 291.
- (10) 方法論とは、唯物弁証法と認識論と史的唯物論の基本的な理論的原則の総体であって、研究される現象や概念の合法性・内容・本質・形態の科学的認識の道具として利用されるものである。ヴェ・ペ・カジミルチエーク、法とその研究方法、モスクワ、「法律文献」版、一九六五年四—四二頁参照。ヴェ・ア・シユバリン、法学の方法論的な諸問題、一九七二年一三一—一七頁。ヴェ・ア・チュマーノフ、ブルジョア法イデオロギー、モスクワ、「科学」版、一九七一年。
- (11) R. Quinney, *The Problem of Crime*, N. Y., 1970, p. 75.
- (12) 《Kriminologie—Heute》, Bd. II. Hamburg, 1961, S. 33.
- (13) Ibid., S. 44.
- (14) G. Trasler, *The Explanation of Criminality*, London, 1962, p. 5.
- (15) A. Mergen, *Die Wissenschaft vom Verbrechen*, Hamburg, 1961; A. Mergen, *Die tatsächliche Situation der Kriminologie in Deutschland*, Hamburg, 1961.
- (16) 《Bulletin de Société》, Paris, 1955, p. 214.
- (17) T. Hirschi and H. Selvin, *Delinquency Research. An Appraisal of Analytic Methods*, N. Y., 1968, pp. 10—11.
- (18) 《Revue de science criminelle et de droit pénal comparé》, 1967, No. 4, pp. 964—967; 1969, No. 4, pp. 1017—1021.
- (19) 方法ということの下には、科学的な蒐集と集められた資料の整理の道具・手段・方法の総体が理解されている。
- (20) 「社会学的調査の方法」、情報月報、具体的社会調査の問題についてのソ連科学アカデミーの科学者会議、一九六七年一号。
- (21) 「レーニンと社会学」、情報月報、一九七〇年四二号、「マルクスと社会学」、情報月報、一九六八年三号。
- (22) レーニン全集二卷三七四頁、三〇卷三五〇頁。
- (23) 参照。エル・ピエント、エム・グラビッチ、社会科学の方法、モスクワ、「前進」版、一九七二年。
- (24) 「犯罪社会学」、モスクワ、「前進」版、一九六六年七五—一九八頁。
- (25) R. Clark, *Crime in America*, N. Y., 1970, p. 47.

- (26) ヴェ・シュピロフ、アメリカ合衆国における犯罪の暗数、「社会主義的合法性」誌、一九六九年四号。
- (27) デ・シユラー、及びカ・シユスレル、社会学における統計的方法、情報月報、具体的社会調査の問題に関するソ連科学アカデミーの科学者会議、一九六八年一〇—一二号。
- (28) T. Hirschi and H. Selvin, *Delinquency Research*, pp. 23—24.
- (29) J. Pinatel, *La Criminologie*, Paris, 1969, pp. 121—122.
- (30) 詳細については、ヴェ・エス・シクノフ、ドイツ連邦共和国の刑事学、シンスク、一九六九年二八—六五頁を参照せよ。
- (31) 詳細については第四章参照。
- (32) J. Pinatel, *La Criminologie*, p. 152.
- (33) *Ibid.*, pp. 152—153.
- (34) *Ibid.*, p. 153.
- (35) *Ibid.*
- (36) 《The Explanation of Criminality》, London, 1962, pp. 19—26.
- (37) G. Caldwell, *Criminology*, N. Y., 1965.
- (38) 本書のテーマと関連して、ブルジョア刑事学の歴史それじたいではなく、刑事学のブルジョアの教程におけ

るその叙述について簡単にふれる。

- (39) H. Göppinger, *Kriminologie*, München, 1973, SS. 29—31.

第二章 犯罪現象についての理論

あれこれの時期において当該国家において実行された犯罪の全総体から組立られているところの、歴史的に変化し、常でないところの社会的・刑法的な階級社会現象が犯罪現象 (непеч-
тливость) と呼ばれる。

このような犯罪現象の概念は、ブルジョア刑事学者の教科書やモノグラフィの中のもれ一つにも見出すことはできない。彼らの犯罪現象の概念は超歴史的・超階級的に構成されている。この場合においても、大部分、社会学者と生物社会学者の立場は一致しており、犯罪現象の法的メルクマールが、全くもって低められ、それと同時に犯罪の総体としての犯罪現象の内容がゆるめられる。

犯罪現象の全メルクマール、即ち、(1)歴史的変性、(2)一過性、(3)社会性、(4)刑法的性質、(5)犯罪の総体性の中から、ブルジョア刑事学者の主要なグループは、本質において、犯罪現象の歴史的変性と社会性のみを承認する。生物社会学者は、ここで、犯罪現象は複合的な、生物—社会的性質をもつという具合に、「より精確に」定義する。

犯罪現象という概念はブルジョア刑事学において、犯罪現象

を非法律的に（制定法をこえて）把握するかどうかの賛成者と反対者との間で、鋭い論争の場所となっている。犯罪現象は刑法法規によって禁止された犯罪の総体であるのか、あるいは、それは犯罪と部分的に重なりはするが、「逸脱行動」をいうのか、という問題について一致した見解はない。社会の発展にとっての犯罪の有用性の問題、つまり、それはノーマルな現象なのか、異常なものかという問題さえ争われている。

ニューヨーク大学の教授リチャード・クインニイ氏のモノグラフ⁽¹⁾「犯罪の社会的現実」及び「犯罪の諸問題」⁽²⁾は、犯罪現象の概念構成の現状とその世界観的基礎について、きわめて一見明瞭な観念を与えている。その大著の中で、犯罪の概念、犯罪現象の概念、その人間社会一般における、特にアメリカの社会における、その特徴をめぐっての一連の諸問題が考察されている。犯罪現象の概念についての問題を立てた時、さきあげた教科書の著者たちにせよ、本書の著者にせよ、あらかじめ犯罪の定義の考察をしておくことなしにこの問題に答えようとしても、それはできないことである。クインニイ氏は、刑法や法一般のたくさん問題を考察する中で正にこうした考察を行っている。

犯罪現象のこのような「認識方法」は、ブルジョア刑事学の理論にとって典型的なものである。彼の行っているのを見ると、丁度九九の表を知らないでむづかしい算術の問題を解こうとしている印象をうける。

(27)

デュルケームとパウンド両氏から、現代社会学者（サザーランド、マリノウスキー、セリン氏ら）までの、法と法違反の多様な見解を考察したのち、著者は、次のような相対的な結論を導いている。⁽³⁾即ち、法一般とは、特に刑法とは、かくかくしかじかのものであるというような答は、決してすることができない、と。およそ法の解釈は、正にそのためにそれが行われるところの目的に従って限定される。刑法とその基礎的制度たる犯罪の概念は、不特定であり相対的である。唯一つのことだけは、犯罪についていうことができる。それは、犯罪が国家にとって害悪をもたらすということである。⁽⁴⁾犯罪、それは価値的概念であり、それ以外ではありえない。なぜなら、著者のとくところによれば、「われわれの観察は、われわれじしんの思惟構造に基礎づけられており、本質的に、われわれの経験の外にはありえないからである」⁽⁵⁾、と。

(28) このようにして、マルクス主義刑事学が犯罪現象の構成的メルクマールと考えているところの、時と場所とにおける犯罪現象の歴史的可変性という点を、ブルジョア刑事学者は、犯罪現象の概念の相対性、その定式化の不可能という相対主義的な結論の基礎とするのである。犯罪現象の科学的概念の代りに、ブルジョア刑事学者によって提供されるのは、当人の見解と研究目的に依存するところの「機能的」定義なのである。デュルケーム氏の跡をうけて、ブルジョア刑事学者は、犯罪現象がグループ・ダイナミクスの必然的結果であると確信しつつづけてい

る。

科学Ⅱ技術革新の条件の下で、犯罪現象は、生産と取引のオートメイションの過程の深化や移民やノイローゼ化と都市化に伴いつつ、必然的に活発となってくる。

若干の刑事学者たちは、「豊饒社会」における利欲犯や、いわゆる不適応犯罪⁽⁶⁾（貧困と文盲による）や、同様に、「慣習の弛緩」によるある種の攻撃犯⁽⁷⁾の部分的減少を見通しているものもある。

羨しい程の一致をもって、支配階級の利益に対する害悪の惹起としての⁽⁸⁾、そして、階級社会の現象としての犯罪の階級性⁽⁹⁾を拒否するのである。犯罪の階級性に対する主要な反論は次の二つの命題である。犯罪と刑罰、同様に、法的禁止は、原始共同体の体制において既に存在している。又、階級のないソビエト社会においても、それにもかかわらず犯罪が存在している⁽¹⁰⁾。

この論拠は二つとも誤っている。第一のものは、非法的社会規範、とくに、倫理や慣習上の規範と法規範との明らかな混同の上に成り立っている。第二の論拠も信憑性がない。発達した社会主義社会もまた階級社会である。ソビエト社会の内部において絶滅されたのは、ただ階級的敵対関係（*классовое antagonизмы*）だけであり、それさえ、国際場裡においてはなくなっていない。犯罪現象は、国際的規模において階級的不平等の残滓が完全に遠ざけられた時絶滅されるであろう。

犯罪現象の社会的生物社会的内至本性は、既にのべたよう

に、殆んどブルジョア刑事学者によって認められている。

しかし、犯罪現象の社会的有害性の問題となると既に意見の不一致が現れる。一群の刑事学者は、デュルケーム氏の跡をおって、犯罪現象を正常なものと考えているし、さらに、進歩的現象でさえあると考えている。悪がなければ善もないように、犯罪現象がもしないとしたら、人々の遵法的態度に肯定的評価を与えることができないであろう⁽¹¹⁾、犯罪現象は司法と警察の体系に仕事を与え、失業を減少させ、その他の「肯定的な結果」をもっている。クインニイ氏の「将来の犯罪現象」という章の結びの部分は、犯罪現象への一種の賛辞ともとることができよう。「犯罪のない社会を想像することができない程、犯罪現象は社会の本質的部分である。人々が法律をもち続ける限り犯罪も又存在し続けるであろう。犯罪現象の形態は、人々の価値観が変化するにつれて、たえず変化するであろう。しかし、人々が行為を評価し、保護し、禁止し、非難する限り、犯罪というレッテルを吊し続けるであろう。又、社会が自らが愛しみ育ててきた価値の一つとして、個人の自由に特別の基準をおく間は、法律はおかされ続けるであろう。犯罪のない社会というのは、永久に静止した状態にある社会か、さもなければ、人々が評価し、懇請することを止めた社会か、或は、自分で考えるよりも全体主義的統制に服する社会においてのみ考えることができる⁽¹²⁾」。

やや長い引用をする必要があったのは、正にこの文章に、ブ

ルジョア刑事学における犯罪現象の概念構成の基本的な方法論的・理論的な欠陥が極限にまで煮詰められているからである。超階級的・超歴史的なせまり方は、何かある抽象的な「人間社会」の現象として犯罪現象を評価することへとおちいってしまふ。ところが、人類は、犯罪も国家も法もなかったころの階級以前の社会を知っている。今日世界は資本主義体制と社会主義体制に分かれている。「人類の社会」というような術語は、いろんな社会的諸形態が階級的な敵対矛盾におかれている条件下では、物質文明と非物質文明との対蹠化や、又は、人間の社会を生物界や非生物的自然と対立させるやり方には役に立つかもしれないが、犯罪現象とその原因の分析には役に立たない。

クインニイ氏の上記のべた見解は、従って、非科学的である。それは、第一に、反道徳的なことと犯罪とを明らかに混同していること、第二に、そこにある現象と概念はさか立ちしているからである。

犯罪は、刑罰法規が發布されるであろうがゆえに、存在するのではなくして、逆に、法律の發布は犯罪の客観的現実性から生み出されてくるのである。犯罪現象の変化についても又同じことが言われねばならない。いろんな社会的価値についての人々の主観的態度が犯罪現象についての制定法的な概念の内容をきめるのは、ほんの部分的にであって、基本的には、それも同様に、そのものの社会的性質から出てくることの現実の危険

(30)

な行為から生み出されるものである。

クインニイ氏の「全体主義社会」というあいまいなほめかしも、明瞭でない。人類の歴史において、専制君主の独裁とファシスト独裁とが存在したが、そこにおいては犯罪現象の水準は、全体主義国家でなかった時代と比べて、遥かに高くなっているからである。

ところが、驚くことには、このニューヨークの教授は、それがマルクスの考えでもあるようにのべているのである。犯罪者は犯罪を生産するばかりでなく、刑法を、刑法の教授を、刑法の教科書を、生産するし、例えば、錠の生産というような関係の産業の発展に寄与するという、マルクスの「剰余価値学説」からの命題を引用しながら、クインニイ氏は、マルクスが恰も犯罪現象の有用性について述べているかのように証拠だてようとする。

実際のところは、マルクスは、犯罪的な職業をふくめて、例外なしのあらゆる職業の生産性という見解をきびしく批判しているのである。犯罪者が刑法を講義する教授を生産し、彼の講義案を生産するというロッセル氏の命題を引用しながら、マルクスはこう書いている。「こうして、ロッセル教授先生の原稿が著者じしんに達せしめるところの個人的な大きな満足については言うに及ばず、それがなかったら民族がおこることができなかったであろうような、そのような国民的富の増大が達成されるというのである」⁽³¹⁾。

更に「資本論」の著者マルクスは、この命題がロッセル氏の創意でないことを指摘している。道徳的悪の有用性については、マンデビル氏が既に「蜜蜂の寓話」の中で書いているからである。「マンデビルこそ、——とマルクスは強調している——とめどのない遠慮のなさ素朴さでもって、俗物根性で一杯の、ブルジョア社会の擁護者であつた」⁽¹⁴⁾と。

主観的観念論・超歴史主義・超階級性は、犯罪現象についてのブルジョア的概念構成の中で、法的見解における帝国主義と社会主義の敵対関係を反映したものである。そして、犯罪現象についての反制定法主義の立場（犯罪現象の法的メルクマールを否定し、それを逸脱行動と理解する）と、制定法主義の立場（犯罪現象を刑事可罰行為の総体としてのみ理解する）との闘いは、ブルジョア的な法イデオロギーじしんの内部における矛盾を反映するものである。だから、論争している二つの何れの側の立場も、同じ程度において、不徹底さをおかしているが、それを払いおとすことは、ブルジョア科学の枠内においては不可能である。

この論争のすじは、部分的には刑事学の対象の章で既にふれたけれども、次のようなものである。社会学派刑事学者の大部分と生物社会学的傾向をもつ刑事学者の全部は、犯罪の総体、刑法現象を犯罪現象とは呼ばないと考えている。（ブルジョアの観点から採決された）刑法典は、社会において実行されたすべての有害な態度を含むことからはるかに遠いものである。

(31)

「ホワイト・カラー」犯罪、つまり、ブルジョアジーの犯罪現象は、その大部分が犯罪とはみとめられていない。組織的な犯罪現象も大部分不可罰のままに残されている。労働組合・教会・その他法人の反社会的な活動、責任無能力者や刑事未成年者の危険な行為も犯罪とはされない。しかし、すべてこれらの行為は、社会に害悪をもたらすものであり、それゆえに、刑事学の研究の対象とされねばならない。「犯罪」の定義は、「犯罪的な行為」ということから、「社会的利益への有害な作用」という、よりぼんやりした概念によって代えられる。犯罪現象の概念は、「逸脱行動」という概念によって代えられる。任意の規範の要求——法的な、非法律的な、社会に有利な、又は反社会的なものであれ——からずれた行動のすべてが、逸脱行動とみられる。⁽¹⁵⁾

イギリスの刑事学の教授ウオーカー氏は書いている、犯罪とは「人民にとって望ましくない行動」である、と。⁽¹⁶⁾彼の見解によれば、責任能力のない者の行為や法人の活動も犯罪であり、社会的集団の制裁は刑罰である、と。西ドイツの刑事学者カイザー氏は、「害悪をもたらす大量社会現象」を犯罪ととらえている。⁽¹⁷⁾この害悪がいかなる階級的利益にもたらされるものかという点については、勿論明らかにされるところがない。

犯罪現象の反制定法的概念構成への少数反対者たちは、主として、刑法学者であるが、彼らは、逸脱行動という概念構成の一貫性のなさを根拠をもって指摘している。例えば、インディ

アナ大学の教授ホール氏は、サザーランドとその多くの賛成者たちが、法律のより一層の完璧化を二者択一として提案しているのならば、現行刑罰法規の評価として、それに賛成することができるとのべている。例えば、さまなければ唯民事上、行政上、又は取締上の法違反にすぎなかったり、或は、単に反道徳的な態度として認められるにとまる、これら実業家たちの犯罪的な行動を、刑法典の中に含ませようというような提案としてならば、である。しかし、このような提案は「反制定法主義者」たちによって何もなされていない。犯罪と犯罪現象の概念を、「有害行動」、「一般のモラル」、「社会的利益」といった提案によって代えることは、「スペキュレーションの手法」⁽¹⁸⁾以外の何ものでもない、と。

もう一人のアメリカの法学者タッパン氏も同様のことを指摘した。つまり、「不確定的で多義的な犯罪の概念構成は、法的体系として、又、客観性を維持することにつとめている社会学の体系としても、破滅的な欠陥である。そのような概念は、裁判官、行政官、場合によっては社会学者に、もし、彼らがそのものを不信心と数えれば、容易にかつ自由に、その裁量によって、任意の人物や階級を犯罪者の範疇にくみ入れることができる可能性を与えることになる。これでは、どうあっても、政策的にも、社会学的にも、望ましい目的を達成するのに助けとはならない」⁽¹⁹⁾。

「反制定法主義者」は、現行ブルジョア立法が不完全である

(32)

ことを評価する点において、又、司法機関が階級・人種・民族が異なると差別的に対処しているというその恣意を批判する点において、正しい。ソビエト刑事学において指摘された彼らの功績は、彼らが、とくに、サザーランドがブルジョアジーの犯罪を、潜在的犯罪のその黒い幕を、世間の目の前にひきあげたという点にある。しかし、彼らが、犯罪の概念を「逸脱行動」によって置きかえるという、その実証主義的主張は、刑法的評価から独立して任意の反道徳的・反社会的行為を、それに含ましめる点において、決定的に受け入れ難いものである。

「制定法主義者」は、その概端な規範主義において弱点をもっており、「ホワイト・カラー」犯罪を認めようとしなない。しかし、「反制定法主義者」らが犯罪の法的メルクマールを拒否する点を批判する点において、彼らはその限りで論理一貫している。

かくして、ブルジョア刑事学における犯罪現象の概念をめぐる論争は、何かある正しい建設的解決によって終止符をうたれるという性質のものではない。その論争の基底には、資本主義体制の客観的な敵対関係を反映しているところの、ブルジョア法イデオロギーの和解させ難い対立が横たわっている。

一方において、ブルジョア社会における犯罪現象の増大によって条件づけられているところの、潜在犯罪と刑事司法の有効性の問題について、最近の西欧で高まりつつある関心が、他方においては、これらの問題を相対主義や主観的観念論を方法論

(33)

的基礎として解決しようとする試みが、ブルジョア刑事学者を、ある一つの、今日流行の、相互作用主義とステイグマの理論 (теории интеракционизм и стигмачии) へと導いた。

この理論の考察について、第七回国際刑事学会議は基本的な注意を払った。

この理論の本質は次の点にある。つまり、社会のすべての成員は犯罪を實行しているという点に。しかし、実際に犯罪者と認められるのは、社会的コントロールの機関 (立法者・法適用諸機関・新聞雑誌) の側からステイグマ (烙印をおすこと) をあびせられた人の部分だけである。烙印をおすメカニズムは、つまり、ある行為を犯罪的とし、犯罪を實行した犯人と認めるところのメカニズムは、相対的であり、恣意的である。それは、社会における支配的な社会グループの利益によって決定される、と。

ステイグマの理論は、実際には、有罪の推定・復権の権利の侵害・危険な性格の理論へと導くものである。例えば、フリーマン氏の資料によれば、一九七一年イギリスの監獄には、何かある犯罪について公訴提起が実際にあったものでないものが二六〇二人収容されていた。一九六九年の「少年・未成年法」によれば、非行を實行した貧困家庭の児童は、矯正養育院又はコロニーに付託された。同時に、「よい家」施設にいる児童も同一の非行により施設にとどまる許可が与えられた。一九六七年の「刑法についての法律」によって補充された、一八二四年の

「浮浪についての法律」は次のように規定している。もし、人が盗犯の評判があり、又は、一般にその嫌疑がある場合において、裁判所に、「彼の性格の中に犯罪を實行するおそれがある」ことを示せば、「公訴の提起・有罪判決なしにでも」拘束することができ、と。⁽²⁰⁾

相互作用主義とステイグマの理論は、第七回国際刑事学会議において、この会議の主報告者であり、国際刑事学会協会の副会長であり、かつベルグラード大学教授、ユーゴスラビア刑事学と社会調査研究所の所長でもある、エム・ミルチノヴィチ氏⁽²¹⁾によって、又、ソビエトの刑事学者や、同様に多くのブルジョア刑事学者からも、基本的な批判をうけた。

ソビエトの刑事学者たちは、ステイグマ理論の支持者たちが資本主義国家における社会的コントロールの体系の現実の姿に対して批判的な接近をしている点には肯定的な評価ができるが、この理論の方法論的な基礎にも、また、刑法と犯罪現象の本質についての結論にも、全く賛成する余地のないことを明らかにした。相対主義と主観的観念論は、ステイグマ理論の擁護者たちをして、刑法と犯罪現象が純粹に恣意的な性質のものであるという意見へと導いたのであった。一方、すでに一〇〇年以上も前に、「共産党宣言」の中に資本主義社会における法の性格づけが極限的な正確さでもって示されている。「諸君の法は、——とマルクスはブルジョアジーに向ってよびかけている——法にまで高められた諸君の階級の意思にすぎない。そし

て、その意思、その内容たるや諸君の階級の物質的生活条件によって規定されているのである」。

刑法は、その適用の実際と同様、第一に、単なる支配的社会グループの意思ではなくて、経済的・政治的な支配階級の意思を表現したものであり、第二に、この意思は、この階級の機能の物質的条件によって規定されている。犯罪現象は決して純粹に主観的・価値＝規範的な現象・概念ではなく、社会的合法性によって客観的に条件づけられている社会現象・概念である。

- (1) R. Quinney, *The Social Reality of Crime*, Boston, 1970.
- (2) R. Quinney, *The Problem of Crime*, N. Y., 1970.
- (3) 相対主義——これは、人間の認識の相対性・条件性・主観性を説く観念論的な理論である。相対主義は人間の認識の対象の客観性を否定する。
- (4) R. Quinney, *The Problem of Crime*, pp. 3—19.
- (5) R. Quinny, *The Social Reality of Crime*, p. 4.
- (6) J. Pinatel, *La société criminogène*, Paris, 1971, p. 126.
- (7) R. Quinney, *The Problem of Crime*, pp. 191—260.
- (8) 例えば、アメリカの社会学者マリノウスキー氏は、エーゲ海のある島の原始社会を研究したのち、彼の書くところによると次のような法の「人類学的」定義を提案している。即ち、「法規範は、個人の義務と他人の正義による要求として現れる」と。R. Quinney, *The Social Reality of Crime*, p. 8 からの引用による。
- (9) 詳細は、エヌ・エフ・クツネツォワ、犯罪と犯罪現象、モスクワ、大学出版、一九六九年七—二五頁を参照。注意をうながしておきたいのは、クインニー氏が著書「犯罪の社会的現実」の中で、「犯罪とは、社会の政策をつくり出している一定の部分社会利益と矛盾するところの行動と定義できる」とのべて、かなり鋭くせまっていることである（R. Quinney, *The Social Reality of Crime*, p. 8 参照）。
- (10) Levi-Bruhl, *La sociologie du droit*, Paris, 1964.
- (11) J. Conrad, *Crime and its correction*, Berkley and Los Angeles, University of California Press, 1965, p. 301.
- (12) R. Quinney, *The Problem of Crime*, p. 202.
- (13) マルクス・エンゲルス全集、二六卷、一部、三九三—三九四頁。
- (14) 同上、三九五頁。

- (15) A. K. Cohen, *Deviance and Control*, N. J., 1966, 同・逸脱行動その統制、論文集「アメリカ社会学」・モスクワ、「前進」版、一九七二年二八二—二九六頁。
- (16) W. Walker, *Crime and Punishment in Britain*, Einburg, 1965, pp. 3—6.
- (17) G. Kaiser, *Moderne Kriminologie und ihre Kritiker*; 《Kriminologie—Morgen》, Hamburg, 1964, s. 88.
- (18) J. Hall, *Principles of Criminal Law*, N. Y., 1961, pp. 611—627.
- (19) ペ・タツパン、犯罪者とはどのような人間か。論文集「犯罪社会学」六六—六七頁。
- (20) J. Freeman, *The delinquent stereotype and stigmatisation*, 7 international congress on Criminology, Belgrad, September 17—22, 1973.
- (21) エム・シルチノヴィチ、現代刑事学の基本傾向、第七回国際刑事学会議、ベルグラード、一九七三年九月一七—二二日。

(未完)